

平成27年度統計法施行状況に関する
審議結果報告書
(平成28年度上半期審議分)

平成28年10月 7 日
総務省統計委員会

はじめに

統計委員会は、統計改善の道筋をつける「司令塔」の役割を果たすことが期待されており、この報告書もその活動の一端を明示する役割を担っている。

統計に関する議論が活発になるなかで、今年度の報告書は、二つの大きな前進を示すことができた。一つは、横断的課題検討部会による報告が初めてなされたことである。統計に関する府省横断的課題を検討することで、分散型統計機構の欠点を小さくすることが期待できる。政府統計に共通の問題を摘出し、改善をたゆみなく行うことで、あるべき統計の姿に近づけることができる。今年の報告書はその第一歩を印す重要なマイルストーンとなっている。まだ小さな第一歩であるが、今後も着実にこの歩みを進めていく所存である。

もう一つは、審議対象の取り上げ方の革新である。今年度は、経済財政諮問会議で指摘された課題など、政策運営、国民にとって重要度の高いものを審議対象として積極的に取り入れ、審議を行っている。従来、制度的制約から総務省をはじめとする各府省からの諮問への答申のみを行うことにとどまりがちであったが、そうした「受け身」の体制から脱却し、現在生じている問題を積極的に取り上げ、対処法について審議するという意味で、この点でも着実な第一歩を踏み出すことができたと考えている。

本報告書の位置付けと構成

統計委員会では、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第55条第2項の規定により総務大臣が取りまとめた法の施行状況について報告を受け、同条第3項の規定に基づき関係大臣に意見を述べるかどうかも含め、毎年度審議を実施している。

この法施行状況に関する審議は、法第4条の規定に基づく「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）の着実な推進を図る重要な役割も担っている。

計画期間を5年とする基本計画は、第Ⅰ期の計画が平成21年3月13日に、第Ⅱ期の計画（以下「第Ⅱ期基本計画」という。）が平成26年3月25日に閣議決定されている。

本年度の法施行状況に関する審議は、この第Ⅱ期基本計画の2年目に当たる平成27年度に各府省が行った取組を確認するとともに、本年度から新たに着手した横断的課題の検討を行うものである。本報告書は、統計委員会において、平成28年度上半期に行った当該審議の結果を取りまとめたものである。

上記のほかに、統計委員会に諮問されたことがない基幹統計の見直し状況を10月以降に審議することとしているが、その結果は、別途報告書として取りまとめる予定である。

本報告書の構成は、「本編」と「資料編」の2編となっている。「本編」では、検討の経緯や基本計画部会における審議結果等を概括しており、「資料編」では、基本計画部会及び横断的課題検討部会新旧データ接続検討ワーキンググループ会合の審議で使用された資料等を添付している。

本報告書の概要

横断的課題への対応

課題	統計委員会の示した方針
標本交替時、旧標本によるデータと新標本によるデータをどのように接続すべきか	<ul style="list-style-type: none"> ◆断層抑制のため、断層が過度に広がる前に標本を交替させ、それを前提にそのまま接続することを推奨 ◆ユーザーニーズの強いものに関しては、継続標本による参考値の作成検討を推奨

第Ⅱ期基本計画（平成27年度に取り組んだ事項）の進捗確認

	項目	担当府省	統計委員会の示した方向性
1	経済センサスー活動調査の中間年における事業所母集団情報の整備	総務省	<ul style="list-style-type: none"> ◆プロファイリング調査^{※1}や地域ごとのローリング調査^{※2}の導入は評価 ◆インターネット活動中心の企業の捕捉方法の検討が必要 ◆法人番号活用による母集団情報の精度向上の検討が必要 <p style="margin-left: 40px;">※1 ヒアリングなどによる継続的な調査 ※2 地域分割して複数年かけて全地域を調査</p>
2	売上高等の集計に関する消費税の取扱い	総務省	<ul style="list-style-type: none"> ◆税抜き計数を税込み補正して公表するためのガイドライン策定は有意義 ◆消費税の取扱いに関するガイドライン適用の早期・幅広な推進を期待
3	第3次産業活動指数の基幹統計化	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ◆現時点で基幹統計化が困難との判断はやむを得ない ◆サービス統計整備は政府全体の課題であり、継続的な取組が必要
4	建築物リフォーム・リニューアルの把握	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ◆建築物リフォーム・リニューアル調査を建設総合統計及び国民経済計算へ反映する見直しを評価 ◆四半期別GDPの2次速報に間に合うよう公表の早期化に努めることが必要
5	学校教育から就業へのライフコースを的確に捉える縦断調査の実施	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ◆21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）の調査客体に対し、教育面を含む調査事項を追加して調査を実施することは非常に有意義 ◆調査協力への理解を深めることにより、回答者数の維持、回答精度の向上を図ることが重要
6	e-statによる情報提供機能の改善	総務省	<ul style="list-style-type: none"> ◆ニーズの幅広い把握、機能拡充を期待 ◆統一形式でデータ利用可能なデータベース化の推進が重要

目次

【本編】

I	検討の経緯等	
1	検討の経緯	5
2	審議の対象（本報告書の対象）	5
3	審議の進め方	5
4	審議経過	7
II	第Ⅱ期基本計画への取組状況に関する審議結果	
1	経済センサス - 活動調査の中間年における事業所母集団情報の整備	11
(1)	施行状況報告等	11
(2)	施行状況等に対する確認内容、今後の施策の方向性等	11
2	売上高等の集計に関する消費税の取扱い	12
(1)	施行状況報告等	12
(2)	施行状況等に対する確認内容、今後の施策の方向性等	12
3	第3次産業活動指数の基幹統計化	13
(1)	施行状況報告等	13
(2)	施行状況等に対する確認内容、今後の施策の方向性等	13
4	建築物リフォーム・リニューアルの把握	14
(1)	施行状況報告等	14
(2)	施行状況等に対する確認内容、今後の施策の方向性等	14
5	学校教育から就業へのライフコースを的確に捉える縦断調査の実施	15
(1)	施行状況報告等	15
(2)	施行状況等に対する確認内容、今後の施策の方向性等	15
6	e - S t a tによる情報提供機能の改善	16
(1)	施行状況報告等	16
(2)	施行状況等に対する確認内容、今後の施策の方向性等	16
III	横断的課題に関する審議結果	
(1)	関連統計の実態把握	21
(2)	望ましい方法	21

【資料編】

(資料1) 平成27年度統計法施行状況に関する審議の進め方について (平成28年6月30日基本計画部会決定) ……………	29
(資料2) 平成27年度統計法施行状況報告のうち、各府省に説明を求める事項につい ての委員意見(平成28年6月30日基本計画部会資料) ……………	37
(資料3) 事業所母集団情報の整備に係る見直しについて (平成28年7月26日基本計画部会資料) ……………	40
(資料4) 統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドラ インについてーガイドラインの概要・適用状況ー (平成28年7月26日基本計画部会資料) ……………	43
(資料5) 第3次産業活動指数に係る現状の取組及び基幹統計化の可否について (平成28年8月25日基本計画部会資料) ……………	54
(資料6) 建築物リフォーム・リニューアル調査の見直しについて (平成28年8月25日基本計画部会資料) ……………	56
(資料7) 学校教育から就業へのライフコースを的確に捉える統計(縦断調査)の実 施について(平成28年8月25日基本計画部会資料) ……………	59
(資料8) 平成27年度統計法施行状況報告ー政府統計共同利用システム等による統計 データの共有・提供の推進ー(平成28年8月25日基本計画部会資料) ……………	61
(資料9) 新旧データ接続検討ワーキンググループの設置について (平成28年5月20日横断的課題検討部会決定) ……………	69
(資料10) WGの検討の進め方 (平成28年6月30日新旧データ接続検討WG決定) ……………	71
(資料11) 遡及改訂対応が生じる要因の整理と検討対象の明確化について (平成28年6月30日新旧データ接続検討WG会合資料) ……………	72
(資料12) 検討対象とする統計調査の範囲の明確化について (平成28年6月30日新旧データ接続検討WG会合資料) ……………	73
(資料13) 現状報告(9統計) (平成28年6月30日新旧データ接続検討WG会合資料) ……………	74
(資料14) 9月末までに検討する論点 (平成28年6月30日新旧データ接続検討WG決定) ……………	76
(資料15) 商業動態統計調査について (平成28年7月29日新旧データ接続検討WG会合資料) ……………	77
(資料16) 論点に対する整理(議論の叩き台) (平成28年7月29日新旧データ接続検討WG会合資料) ……………	83
(資料17) 関連9統計に係る整理 (平成28年7月29日新旧データ接続検討WG会合資料) ……………	85
(資料18) 現時点における計測方法の候補 (平成28年7月29日新旧データ接続検討WG会合資料) ……………	87
(資料19) 現時点における計測方法の候補～より分かりやすい説明～ (平成28年8月31日新旧データ接続検討WG会合資料) ……………	89
(資料20) 統計委員会委員名簿(基本計画部会、横断的課題検討部会委員名簿) ……………	93

【参考URL】

- (1) 平成27年度 統計法施行状況報告(平成28年6月30日総務省)
<http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/shoukoku.htm>
- (2) 基本計画部会の審議状況(第69回～第72回)
<http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/kihon/kaigi.html>
- (3) 横断的課題検討部会(第1回～第2回)、新旧データ接続検討ワーキンググループ会合
(第1回～第3回)
<http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/oudan/kaigi.html>

【本 編】

I 検討の経緯等

統計委員会は、統計改善の道筋をつける「司令塔」の役割を果たすことが期待されており、この報告書もその活動の一端を明示する役割を担っている。

統計に関する議論が活発になるなかで、今年度の報告書では、二つの大きな前進を示すことができた。一つは、横断的課題検討部会による報告が初めてなされたことである。統計に関する府省横断的課題を検討することで、分散型統計機構の欠点を小さくすることが期待できる。政府統計に共通の問題を摘出し、改善をたゆみなく行うことで、あるべき統計の姿に近づけることができる。今年の報告書はその第一歩を印す重要なマイルストーンとなっている。まだ小さな第一歩であるが、今後も着実にこの歩みを進めていく所存である。

もう一つは、審議対象の取り上げ方の革新である。今年度は、経済財政諮問会議で指摘された課題など、政策運営、国民にとって重要度の高いものを審議対象として積極的に取り入れ、審議を行っている。従来、制度的制約から総務省をはじめとする各府省からの諮問への答申のみを行うことにとどまりがちであったが、そうした「受け身」の体制から脱却し、現在生じている問題を積極的に取り上げ、対処法について審議するという意味で、この点でも着実な第一歩を踏み出すことができたと考えている。

1 検討の経緯

総務大臣は、法第55条第1項の規定に基づき、法の施行状況について各府省に報告を求め、同条第2項の規定に基づき、毎年度その報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、統計委員会に報告することとされている。そして、この報告を受けた統計委員会は、同条第3項の規定に基づき、関係大臣に意見を述べることもとされている。

統計委員会は、平成28年6月30日開催の第98回統計委員会における総務大臣からの平成27年度の法施行状況報告を受け、直ちに基本計画部会に付託して、審議を開始した。

2 審議の対象（本報告書の対象）

本報告書は、総務大臣からの報告を受けて平成28年度前半に行った、第Ⅱ期基本計画に記載された事項への各府省の取組状況に関する審議の結果と、今年度から新たに「横断的課題検討部会」を設置して検討に着手した横断的な課題の検討のうち、「サンプル替えに伴い遡及改訂する際の過去サンプルとの整合性確保のあり方」に関する審議の結果を取りまとめたものである。

なお、第Ⅱ期基本計画に掲げられている「これまで統計委員会に諮問されていない基幹統計（基幹統計調査）を中心に、品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等について計画的に確認する」取組については、昨年度までと同様、年度後半に実施する予定であり、本報告書には含まれていない。

3 審議の進め方

＜第Ⅱ期基本計画への取組状況に関する審議＞

審議は、「平成27年度統計法施行状況に関する審議の進め方について」（平成28年6月30日基本計画部会決定）（資料1参照）に沿って、以下のとおり行われた。

（1）審議方法、審議回数

審議は、基本計画部会において、必要に応じて関係府省からの追加の提出資料や関係府省に対するヒアリング等を通じ、取組状況や今後の見通し等を確認するという方法で実施し、結果を報告書として取りまとめることとした。6月に審議の進め方及び審議事項を決定した後、具体的な審議は、ヒアリング及び質疑を7月及び8月に1回ずつ、取りまとめ審議を9月に1回の計3回実施とした。

（2）審議事項の選定の考え方

今年度は、昨年度以上の諮問（昨年度9件から今年度15件に増加）があるほか、横断的課題の審議も並行して行われることから、効率的な審議が必要であり、第Ⅱ期基本計画において実施時期が「平成27年度末まで」とされている事項を中心に、事項を絞り込んで審議をすることとした。具体的には、以下の1)の事項はすべて確認することを基本に、審議回数や以下の2)を総合的に勘案して選定することとした。

1) 審議対象とする事項

- ①実施時期が「平成27年度末まで」となっている事項
- ②実施時期が「平成26年度末まで」となっているが、昨年度の審議で評価を先送りした事項
- ③実施時期が上記以外となっているが、前倒しで、担当府省が新たに実施済あるいは実施困難の結論を出している事項
- ④上記の事項のほか、平成27年度に取り組んだ事項の中で、委員が本年度の審議で重点的に確認しておくべきと考える事項

（注）なお、以下のものは審議対象としない。

- ①平成27年度に答申済みの事項、②平成28年度に諮問予定の事項、③平成26年度統計法施行状況審議で「実施済」と評価された事項、④第Ⅱ期基本計画に係る統計法施行状況報告に記載されていないもの

2) 審議事項を選定する際に考慮する事項

- ①複数の委員から意見が出るなど統計委員会全体として関心の高い課題
- ②取組が不十分だと委員が考える課題
- ③政策運営、国民にとって合理的な意思決定等の観点から統計整備の重要度の高い課題（例：経済財政諮問会議で指摘があった課題に関連するもの）
- ④政府全体の統計整備への効果が大きい、又は広範に及ぶ課題（例：事業所母集団DBの整備など、多くの統計が影響を受ける課題に関連するもの）

(3) 審議事項等

上記を踏まえ、以下のとおり6つの審議事項を選定した。また、上記(2)の1)の①から③のうち今回の審議対象としなかった事項は、統計委員会として、現時点において、各府省からの報告に関して改めて確認する必要がないと判断したものとした。

■ 第1回目の審議事項（7月26日 基本計画部会）

- ①経済センサス - 活動調査の中間年における事業所母集団情報の整備
- ②売上高等の集計に関する消費税の取扱い

■ 第2回目の審議事項（8月25日 基本計画部会）

- ③第3次産業活動指数の基幹統計化
- ④建築物リフォーム・リニューアルの把握
- ⑤学校教育から就業へのライフコースを的確に捉える縦断調査の実施
- ⑥e-Statによる情報提供機能の改善

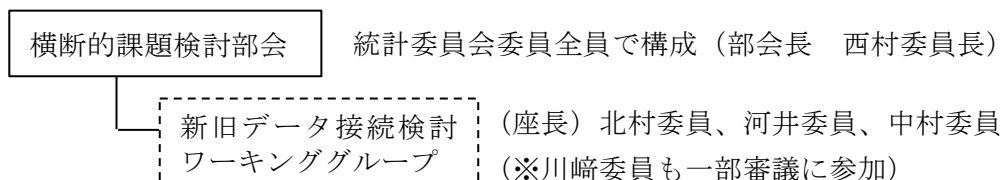
(各審議事項に関する委員の問題意識については、資料2「平成27年度統計法施行状況報告のうち、各府省に説明を求める事項についての委員意見」参照)

<横断的課題に関する審議>

統計委員会では、平成28年3月に取りまとめた「平成26年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（未諮問基幹統計確認関連分）」において指摘した、①公的統計の横断的な課題として、統計的手法を活用した統計作成・提供改善の取組、②行政記録情報、官民が保有するビッグデータ等を含めた新しい「統計情報」活用の取組を、着実かつ速やかに推進させるため、専門的に審議する横断的課題検討部会を4月に設置した。同部会では、当面の課題として「サンプル替えに伴い遡及改訂する際の過去サンプルとの整合性確保のあり方」について統計法施行状況審議の一環として審議することとし、審議の場として、5月20日の第1回横断的課題検討部会（書面による開催）で同部会の下に新旧データ接続検討ワーキンググループを設置した。

同ワーキンググループでは、平成27年度統計法施行状況報告を受けて速やかに着手し、審議の結果は、上記の第Ⅱ期基本計画への取組状況に関する審議結果報告書に含めて取りまとめることとした。

【審議体制】



4 審議経過

上記「3」の審議の進め方に沿って、基本計画部会及び新旧データ接続検討ワーキンググループで審議を行い、その結果を、平成28年9月29日の第72回基本計画部会・第3回横断的課題検討部会（合同部会）に、審議結果報告書（案）の形で提示し、10

月7日に統計委員会の「平成27年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（平成28年度上半期審議分）」として決定、公表した。

審議経過は、以下のとおりである。

<第Ⅱ期基本計画への取組状況に関する審議>

平成28年

- 6月30日 第98回統計委員会において、総務大臣から統計委員会に対し、「平成27年度統計法施行状況報告」が提出され、第69回基本計画部会において審議の進め方（審議事項含む）を決定
- 7月26日 第70回基本計画部会において、以下の事項について各府省ヒアリングを実施
 - ・経済センサス - 活動調査の中間年における事業所母集団情報の整備
 - ・売上高等の集計に関する消費税の取扱い
- 8月25日 第71回基本計画部会において、以下の事項について各府省ヒアリングを実施、平成27年度統計法施行状況に関する審議結果報告書構成案を決定
 - ・第3次産業活動指数の基幹統計化
 - ・建築物リフォーム・リニューアルの把握
 - ・学校教育から就業へのライフコースを的確に捉える縦断調査の実施
 - ・e-Statによる情報提供機能の改善
- 9月29日 第72回基本計画部会（第3回横断的課題検討部会との合同部会）において、平成27年度統計法施行状況に関する審議結果報告書案を審議
- 10月7日 平成27年度統計法施行状況に関する審議結果報告書を決定、公表

<横断的課題に関する審議>

平成28年

- 4月26日 第97回統計委員会において、横断的課題検討部会を設置
- 5月20日 第1回横断的課題検討部会（書面審議）において、新旧データ接続検討ワーキンググループ（WG）を設置
- 6月30日 第1回新旧データ接続検討WG会合において、審議の進め方等を決定、現状の報告を受け検討すべき論点を決定
- 7月29日 第2回新旧データ接続検討WG会合において、商業動態統計調査についての現状の追加的報告、検討すべき論点に対する考え方の整理を審議
- 8月31日 第3回新旧データ接続検討WG会合において、審議取りまとめ結果を審議、サンプル替えの影響の計測方法について説明（前回説明分の一部についてより分かりやすく説明）
- 9月29日 第3回横断的課題検討部会（第72回基本計画部会との合同部会）において、新旧データ接続検討WGの審議結果を部会の審議結果として取りまとめた（平成27年度統計法施行状況に関する審議結果報告書案の一部とした）

（注）基本計画部会、横断的課題検討部会、新旧データ接続検討WGでの議事の詳細は、統計委員会ホームページを参照されたい。

[基本計画部会]

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/kihon/kaigi.html

[横断的課題検討部会、新旧データ接続検討WG]

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/oudan/kaigi.html

Ⅱ 第Ⅱ期基本計画への取組状況 に関する審議結果

1 経済センサス－活動調査の中間年における事業所母集団情報の整備

第Ⅱ期基本計画では、経済センサス－活動調査の中間年における、母集団情報の整備のための統計調査の在り方について、総務省が、事業所母集団データベースの整備状況を踏まえ検討することとされている。また、母集団情報の整備に当たり、企業及び事業所に対する照会業務の拡充等に重点を置いた取組を推進することとされている。

(1) 施行状況報告等

経済センサス－活動調査の中間年における母集団情報の整備に当たっては、5年に1度、同一時点で全ての事業所・企業等を対象に、調査員調査及び郵送調査で実施される経済センサス－基礎調査が基盤的な役割を担っている。この経済センサス－基礎調査については、諸外国の取組や「事業所母集団データベース研究会」における検討結果などを踏まえて、平成28年2月に、母集団情報の整備に係る見直し方針の中で以下の取りまとめを行っている。

- ① 企業構造・活動状況及び事業所の開業・廃業状況を経常的に把握するため、プロフィール活動による調査及び地域ごとのローリング調査に変更する方向で、具体化に向けた検討を推進する。その際、統計調査員の業務効率化・高度化のために、電子地図やタブレット端末等のICTの積極的な活用を図る。
- ② また、年次フレームの提供に加え、規模別、属性別等の事業所数等を把握する小地域単位の統計を作成・提供するとともに、地域特性に応じた特別集計などを柔軟かつ機動的に行う。

(2) 施行状況等に対する確認内容、今後の施策の方向性等

経済センサス－基礎調査を変更し、上記①及び②の取組を進めることについては、企業の組織構造の変化や事業所の開業・廃業状況を適時的確に把握すること等に資するものと考ええる。

また、ICTの活用は、統計調査員の負担軽減や調査結果の迅速な提供にも有益であると考えられる。

ただし、従来の統計調査員の調査では捕捉しにくいインターネット活動中心の企業の経済活動が拡大している状況を踏まえ、把握対象とする事業所概念の見直しや、このような企業の捕捉方法の検討が必要である。また、法人企業に付与された法人番号を事業所母集団データベースの母集団情報に活用した、更なる母集団情報の精度向上についての検討も必要である。

統計委員会としては、経済センサス－基礎調査の試験調査結果等を踏まえたより精度の高い調査手法の確立、より効率的なシステムの構築など、今後の具体化に向けた動向を注視し、経済センサス－基礎調査の変更に係る諮問審議や次年度以降の統計法施行状況報告審議等を通じて、その推進を図る。

2 売上高等の集計に関する消費税の取扱い

第Ⅱ期基本計画では、売上高等の集計に関する消費税の取扱い（消費税込、消費税抜の補正）について、総務省及び関係府省が、検討の場を設け、平成28年経済センサス - 活動調査の企画時期までに結論を得ることとされている。

（1）施行状況報告等

統計調査における売上高等の記入については、消費税込、原則消費税込（税抜記入も許容）、決算値等の転記など、調査により対応は区々であり、消費税込と消費税抜が混在した集計結果の場合、経済規模の把握精度に支障を及ぼす可能性もある。

このため、関係府省は平成26年7月から検討を開始し、平成27年5月に「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」を決定した。同ガイドラインでは、消費税込と消費税抜が混在して報告された売上高等のうち、消費税抜の売上高等を税込補正して集計・公表するための標準的な指針が示され、当面、原則消費税込（税抜記入も許容）としている主要構造統計調査のうち、事業所母集団DBに記録する統計調査（経済センサス（活動調査、基礎調査）、商業統計調査、経済産業省企業活動基本調査）を中心に適用することとされている。

各府省では、経済センサス - 活動調査については平成28年調査からガイドラインを適用し（平成27年6月統計委員会答申済）、他の3統計調査も適用に向けた検討を進めている。また、当面の適用対象の統計調査以外でも、工業統計調査においては平成29年調査からガイドラインが適用され（平成28年1月統計委員会答申済）、中小企業実態基本調査、特定サービス産業実態調査等についても検討が予定されている。さらに、消費税率変更及び軽減税率導入に向けた対応など、情勢変化等に応じたガイドラインの見直しについても検討することとされている。

（2）施行状況等に対する確認内容、今後の施策の方向性等

統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関する共通のガイドラインの作成・適用の推進は、実態をより正確に反映した情報が提供され、共通のベースで統計情報を評価できるといったユーザーの利便性向上につながる取組であり、非常に有意義である。

今後は、平成28年経済センサス - 活動調査及び平成29年工業統計調査に続き、他の統計においても、先行事例を踏まえ、できるだけ早期、幅広く検討を推進することが必要である。それにより、国民経済計算などの加工統計も含め、統計全体の精度向上及び正確性の確保、利用者の利便性の向上がさらに進むことが望まれる。

3 第3次産業活動指数の基幹統計化

第Ⅱ期基本計画では、第3次産業活動指数（以下「3次指数」という。）について、経済産業省が、次回基準改定に向け、精度や利便性の向上など統計の有用性の更なる向上を図り、その結果を踏まえ、基幹統計化の可否を検討し、次回基準改定までに結論を得ることとされている。

(1) 施行状況報告等

経済産業省は、平成27年9月に3次指数の平成22年基準改定を実施し、指数の基準時及びウェイト算定年次を平成17年（2005年）から平成22年（2010年）に変更し、併せて、業種分類、採用系列、季節調整法等の見直し、再編集系列の拡充を行った。これにより、産業構造の変化に即したサービス活動の実態をより適切に反映した指数に改めるとともに、多様な分析の用途に資するものとした。また、基準改定後は、3次指数の分析事例を経済産業省統計ホームページ、フェイスブック等へ定期的に掲載し、積極的に情報発信を行うとともに、3次指数を分かりやすく解説したマンガを作成して利活用の促進を図っている。

一方、3次指数は、公的統計以外への依存度が高く、また、供給側統計の不足を需要側統計や労働統計で代用している系列もある。統計精度の向上を図るためには、個別業種の活動状況を適切に捉えた一次統計データの採用を増やすことが重要であるが、平成17年基準時に採用していた一次統計データの中には調査が終了となったものもあるなど、一次統計データの充実は進んでいない。こうしたことから、現状、更なる精度向上は難しく、基幹統計化はできないとの結論に至った。

(2) 施行状況等に対する確認内容、今後の施策の方向性等

経済産業省が、3次指数の平成22年基準改定において、サービス活動をより適切に反映した指数に改め、また多様な分析の用途に資するものとしたこと、さらにホームページ等を通じて積極的に情報発信することについては、利用者の利便性の向上につながる取組であり、大変有意義である。

また、基幹統計化の可否の検討については、3次指数の精度向上に必要な基礎データの拡充が不十分であることから、現時点において基幹統計化が困難との判断はやむを得ない。

一方、サービス産業に係る統計の横断的な整備は政府全体の課題でもある。サービス統計の体系的な整備において大変重要な位置付けにある本統計においても精度や利便性の向上など統計の有用性の更なる向上を継続的に図っていくことが望まれる。

4 建築物リフォーム・リニューアルの把握

第Ⅱ期基本計画では、建築物リフォーム・リニューアルについて、国土交通省が、建設総合統計及び国民経済計算へ反映することを目的とした投資額の把握と、住宅施策等の適切な推進に寄与するための工事内容ごとの投資額等の把握を図ることとされている。

また、建築着工統計で一部把握されている建築物リフォーム・リニューアル投資額部分との重複に関する取扱いの整理なども行うものとされている。

(1) 施行状況報告等

第Ⅱ期基本計画の課題に対応すべく、建築物リフォーム・リニューアル調査（以下「本調査」という。）の調査内容の見直しを行い、平成28年度から見直し後の調査を実施している。

本調査の主な見直し内容については、以下のとおりである。

- ① 調査基準期間を半年から四半期に変更
- ② 建設総合統計等へ反映するため、改装・改修工事（資本形成部分）と維持・修理工事（中間消費部分）に項目を分けて投資額を把握
- ③ CO₂削減等環境負荷低減など住宅施策等の適切な推進に寄与するため、省エネルギー工事の部位別工事内容の把握
- ④ 本調査と建築着工統計調査との重複部分を把握するため、建築工事届提出の有無についての項目を追加
- ⑤ 統計精度向上のため、調査対象者のうち、年間完成工事高の大きい特定の業種は全数調査。また、大規模工事（住宅2千万円、非住宅2億円以上の工事）については、全ての個別工事の内容を調査

なお、国民経済計算等への反映については、見直し後の調査により得られるデータの蓄積が必要であることから、遡及推計及び反映時期等の具体的事項について、引き続き内閣府と調整を行う予定である。

(2) 施行状況等に対する確認内容、今後の施策の方向性等

建築物リフォーム・リニューアルについて、建設総合統計及び国民経済計算へ反映することを目的として本調査の見直しを行い、すでに平成28年度から見直しを反映した調査を実施していることは評価できる。

将来的には、四半期別GDP速報に結果を反映させたいということであったが、本調査の現状の公表時期では、四半期別GDP速報での利用に間に合わない。今後、必要に応じて速報値を公表するなど、少なくとも2次速報の利用に間に合わせるように努める必要がある。

今後も、国民経済計算への反映に向けて内閣府と連携するとともに、建築物への投資額の把握に努めていただきたい。

また、改装に係る投資を改装・改修と維持・修理に分けているが、維持・修理はサービス業に関わる部分もある。このため、関係府省は、常に他府省の統計の変更状況を把握し、適切にその成果を自府省の統計に取り入れることが重要である。

5 学校教育から就業へのライフコースを的確に捉える縦断調査の実施

第Ⅱ期基本計画では、学校教育から就業へのライフコースを的確に捉える縦断調査の実施について、予算の確保や実施体制等多くの課題が存在することから、文部科学省が、既存調査との連携も含めて、実現に向けて検討し、平成27年度末までに結論を得ることとされている。

(1) 施行状況報告等

文部科学省では、厚生労働省が実施している21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）¹について、文部科学省を主体とする共管調査として実施していくことを両省間で確認したこと等を踏まえ、調査の実施環境を整備するため、平成28年度予算の概算要求及び定員要求を行った。

その結果、本調査を実施するために必要な予算の確保や体制の整備ができたことから、平成28年5月に学識経験者で構成される研究会を設置し、調査内容や調査結果の専門的な分析等の検討を開始した。こうした検討を踏まえ、平成29年1月調査から、子供用と保護者用の調査票に、教育面を含む施策の企画立案等に資する調査事項を追加するなどの変更を加えた上で、子供が就業に至るまでの約10年間にわたり調査の実施を目指すこととしている。

これにより、学校教育段階での学力や就業意識等と就業やその後の職業生活との関係、さらには将来の安定した就業のために必要となる要因など、教育の効果の測定が可能となる。

(2) 施行状況等に対する確認内容、今後の施策の方向性等

文部科学省が主体となって21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）の調査客体に対し調査を実施することについては、当初の主目的である我が国の少子化対策のみならず、学校教育、就業を含めた施策の企画立案等に資するものであり、非常に有意義である。

しかしながら、本調査は、平成13年の調査開始当初に比べると、調査客体に脱落が見られる。今後は、文部科学省に主体が移ることから、様々な方法によって脱落した客体に対し調査を再度依頼すること等について、これまでの調査の枠組みを超えた横断的な検討が望まれる。

また、本調査は、子供と保護者を対象に、進学や就職などで移動が激しい今後10年間を捉えることから、これまで以上に調査客体に調査の趣旨や重要性を丁寧に説明し、調査への協力について理解を得て、調査客体規模の維持、回答精度の向上を図り、調査の精度を高めることが重要である。

統計委員会としては、本調査の重要性に鑑み、今後とも文部科学省の取組状況を注視し、確認する。

¹ 21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）については、平成27年10月2日に統計委員会委員長から文部科学大臣及び厚生労働大臣に対し、「文部科学省及び厚生労働省は、本調査が縦断調査として同一調査客体に対する調査結果を積み上げていく重要な調査であり、将来的にもその結果を有効に活用するために、共管調査としての継続実施に向けた検討を推進するとともに、必要な予算の確保や体制の整備に努める必要がある。」との意見書が提出されている。

6 e-Statによる情報提供機能の改善

第Ⅱ期基本計画では、政府統計共同利用システムのe-Statによる情報提供機能の改善に当たっては、総務省が、利用者の満足度等を把握し、利用者の利便性の向上に係る検討に活用するほか、API²機能の提供や統計GIS³の充実等の技術的研究の推進等、統計データの高度利用についても検討することとされている。

(1) 施行状況報告等

総務省では、e-Statの利便性向上等を図るため、e-Statに対する意見、要望を随時、e-Statのトップページより受け付けている。さらに、統計有識者や各種学会・セミナー等の参加者から意見を聴取しているほか、API機能やjSTAT MAP⁴の利用者へのアンケートなどを実施し、主なものとして、以下の対応を行っている。

- ①統計データの探し方を具体的な事例を用いて分かりやすく紹介する「e-Statの活用術」を、平成26年4月より提供開始
- ②データベースのレイアウト設定画面の「絞込み」機能を、チェックボックス型から、複数項目が同時に選択できる形式に変更
- ③統計情報データベースに登録されている統計データについて、プログラムでのデータ一括取得を実現するAPI機能を用いたデータ提供機能を平成26年10月より提供開始
- ④平成27年12月～28年4月にかけて、統計データ利活用アプリケーション・アイデアコンテスト「STAT DASHグランプリ2016」を開催
- ⑤平成30年1月より提供予定の次期システムにて、検索機能、画面構成及び操作方法を全面的に見直し、利用者が利用しやすい機能となるよう抜本的な改修を実施予定

また、統計データの高度利用については、以下の取組を行っている。

- ①API機能による統計データの高度利用環境の構築（平成26年10月サービス開始）
- ②統計GISの機能強化（平成27年1月サービス開始）
- ③統計データのLOD⁵化（平成28年6月7日統計の一部統計データについて提供開始）

(2) 施行状況等に対する確認内容、今後の施策の方向性等

e-Statの情報提供機能について、e-Statに対する様々な意見及び要

² API (Application Programming Interface) : 手作業によることなく、プログラムが自動で統計データを取得できるようになる機能

³ GIS (Geographic Information System) : デジタル化された地図に各種データを表示させ、地理情報を参照できるよう表示したシステム

⁴ jSTAT MAP (地図による小地域分析) : 地図上に統計データを表示する機能に加え、利用者の保有するデータを取り込んで分析する機能や、任意に指定したエリアにおける統計算出機能等を追加し、より小地域の分析に特化した統計GIS

⁵ LOD (Linked Open Data) : メタデータ (データを表す情報) を国際標準に準じた形式にし、そのデータに関係する他のデータへのリンク情報を付与したもの。オープンデータの最高水準ランクの形式として位置付けられている。

望に対応した機能の追加や改修、統計データの高度利用可能な環境の構築などの改善を行ったことにより利便性が向上していること、また、統計データ利活用アプリケーション・アイデアコンテスト「STAT DASHグランプリ2016」で一般の利用者からアイデアを募ったことは、評価できる。

ただし、一般の利用者を含めて更なる使い勝手の向上を求める声は根強い。ニーズを幅広く把握し、機能拡充することを期待する。また、各調査によって統計表の表示方法が異なっているため、統一した形式でデータを利用できるように、データベース化を推進することも重要である。このほか、検索機能の改善も必要である。また、紙の報告書には記載されているがインターネット情報として掲載されていないことが多い、統計利用に関する重要な情報、例えば、調査項目や集計項目の定義、利用可能なクロス集計と統計表番号との対応表などについて、インターネット情報としてもわかりやすい場所に掲載するなど、e-Statの利便性向上に引き続き努力することが重要である。

一方、大半の統計情報がインターネットからダウンロード可能となってきている現在では、紙の報告書とインターネットを通じた統計情報の提供の間には、新しい役割分担が必要と考えられる。統計作成部局においては紙の報告書とインターネットのそれぞれの特性をいかした情報提供のあり方について考え、双方の利便性が高まるような工夫を望む。

Ⅲ 横断的課題に関する審議結果

新旧データ接続検討ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）では、今後の各種統計調査の接続方法の改善を目指して「サンプル替えに伴い遡及改訂する際の過去サンプルとの整合性確保のあり方」に関して集中的に審議を行い、その結果を横断的課題検討部会に報告した。横断的課題検討部会は、その報告内容を了承した。

（１）関連統計の実態把握

ワーキンググループでは、遡及改訂が生じる要因を類型化したうえで、検討の対象を「標本交替による断層への対応」及び標本交替が行われた際に同時に行われる「母集団情報の変更に伴う遡及改訂」と整理した。また、対象となる統計調査を「月次又は四半期で行われる無作為標本の統計調査」とした。そのうえで、代表的な統計手法が用いられている統計調査として、基幹統計調査を対象に考え方の整理を行った。具体的には、家計調査、労働力調査、個人企業経済調査、法人企業統計調査、毎月勤労統計調査、商業動態統計調査、建設工事統計調査、自動車輸送統計調査、内航船舶輸送統計調査、の9統計調査がこれに該当する（「(資料1) 第1回ワーキンググループ資料5 現状報告（9統計）」参照）。

上記9統計調査に関して、①新旧標本交替時の断層調整、②ベンチマーク⁶更新有りの場合の断層調整、等について検証し、次のような現状を把握した。第一に、①の調整を行っているのは毎月勤労統計調査（第一種事業所<30人以上>）、1統計調査のみである。また毎月勤労統計調査については、他の統計調査に比べて標本交替の間隔が相対的に長いことも確認した（「(資料2) 第2回ワーキンググループ資料3 関連9統計に係る整理 1. 標本交替」参照）。第二に、そもそも参照すべきベンチマークが存在するのは、労働力調査、商業動態統計調査、毎月勤労統計調査（常用雇用指数）の3統計調査のみであるが、これらはいずれもベンチマークを更新しており、その際に②の調整を行っている（「(資料2) 第2回ワーキンググループ資料3 2. ベンチマーク」参照）。

（２）望ましい方法

以上の実態把握を踏まえ、ワーキンググループでは月次又は四半期で行われる無作為標本調査に該当する各種統計調査の接続方法に係る「望ましい方法」（good practice）として次のとおり結論付けた。

①標本交替による断層への対応

- ・標本交替が分析結果に大きな影響を与えないよう、断層が過度に広がる前に標本を交替させる。
- ・それを前提として新旧計数をそのまま接続する。

⁶ 通常の標本調査では、母集団名簿を利用して標本を抽出し、その標本を対象に調査を行ったうえで、母集団全体の状態（例：売上総額）を推定する。一方、時点は限られるものの母集団に対する全数調査が実施されており、標本調査の推定の対象となっている、母集団全体の「売上総額」等が別途判明する例もある。ここでは、そうした母集団全体の売上総額等を「ベンチマーク」と呼称している。

- ・過去及び将来の標本交替の時点を対外公表する。

②母集団情報の変更に伴う遡及改訂

- ・ベンチマーク（前項「脚注6」参照）となるものが存在する場合、それを利用して数値を確定する。
- ・その際、過去値の遡及改訂により新旧ベンチマークに起因する断層を解消する（新ベンチマークによる数値<新基準による対象時点の値>と旧ベンチマークによる数値<旧基準による対象時点の値>の間を滑らかに接続する）（「(資料3) 第3回ワーキンググループ資料1 別紙2 母集団情報の変更に伴う遡及改訂における断層の滑らかな接続イメージ」参照）。
- ・遡及改訂の内容（遡及改訂を見送る場合はその事由）を対外公表する。

また、上記の「望ましい方法」を補完するものとして「特性に応じた対応が望ましい方法」を次のとおり取りまとめた。

- ・標本交替に際し、ユーザーニーズが強いものに関しては、継続標本による参考値の作成を検討する。
- ・個々の抽出された単位の調査期間が長いものに関しては、ローテーション・サンプリングの実施を検討する。
- ・精度の検証や所要の補正などに（ベンチマーク以外の）他の統計等を利用できるものに関しては、その活用を検討する。

なお、ワーキンググループでは、サンプル替えの影響に係る計測方法についても併せて検討したが、短期間では結論を出すことができなかったことから、これを今後の課題と位置付けた。

(資料1) 現状報告(9統計)

<9統計のうち無作為抽出による標本調査部分のみ抜粋して整理>

統計調査名	統計調査の概要	周期	調査単位	標本数	標本調査期間	標本交替対象客体が全体に占める割合	新旧標本交替時の断層		標本交替時の平均経過期間<注>	備考
							調整	調整有の場合の手法		
総務省	労働力調査	月次	世帯・世帯員	約4万世帯 約11万人	2ヶ月	1/2	無		1ヶ月	・ベンチマークに用いる基準人口(国勢調査人口)の切替えに伴う結果の断層を、5年前の国勢調査時点まで遡って数値を補正。
	家計調査<二人以上の世帯>	月次	世帯	8,076	6ヶ月	1/6	無		1ヶ月	
	家計調査<単身世帯>			745	3ヶ月	1/3				
個人企業経済調査(動向編)	個人で「製造業」、「卸売業・小売業」、「宿泊業・飲食サービス業」又は「サービス業」を営んでいる事業所の経営実態を明らかにし、景気動向の把握や中小企業振興のための基礎資料などを得ることを目的とする。	四半期	事業所	約3,700	1年	1/4	無		3ヶ月	
財務省	法人企業統計調査(四半期)	四半期	企業	約31,300	2年	1/2	無		1年 (H27.4~6)	

注：標本調査期間(一つの客体に継続して調査する期間)×標本交替対象客体が全体に占める割合、別添イメージ参照。括弧は直近の標本交替月、ただし、毎回交替(1ヶ月、3ヶ月)の調査は記載を省略。

統計調査名	統計調査の概要	周期	調査単位	標本数	標本調査期間	標本交替対象客体が全体に占める割合	新旧標本交替時の断層		標本交替時の平均経過期間<注>	備考
							調整	調整有の場合の手法		
厚生労働省	毎月勤労統計調査(第一種事業所<30人以上>)	月次	事業所	約16,700	2~3年	1/1	有	・過去2~3年に遡って数値を補正し断層を解消(5人以上の数値についても同様)	2~3年 (H27.1)	・ベンチマーク(経済センサス基礎調査)の変更に伴う常用雇用指数の断層を、前回のベンチマーク設定時点まで遡って数値を補正。
	毎月勤労統計調査(第二種事業所<5~29人>)			約16,500	18ヶ月	1/3			無	
経済産業省	商業動態統計調査(乙:調査区調査)	月次	事業所	約13,000	1年	1/6	無		2ヶ月 (H28.3)	・他の調査票(甲、丁)と合わせて、標本の前月・当月販売額を「業種×規模」毎に合計し、対前月比を求め、前月の推計販売額に乗ずる方法(比推定)をとっている。 ・ベンチマーク(商業統計調査等)の変更に伴う水準修正を、前回、母集団調査時点まで遡って実施。
	商業動態統計調査(乙:指定事業所調査)				1年	1/1			1年 (H27.7)	
国土交通省	建設工事統計調査(建設工事受注動態統計調査)	月次	企業	約12,000	1年	1/1	無		1年 (H28.4)	

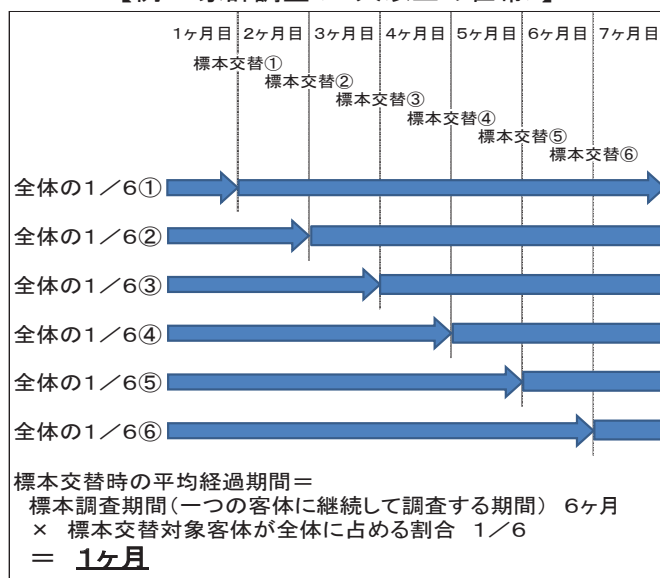
注：標本調査期間(一つの客体に継続して調査する期間)×標本交替対象客体が全体に占める割合、別添イメージ参照。括弧は直近の標本交替月、ただし、毎回交替(1ヶ月、3ヶ月)の調査は記載を省略。

統計調査名	統計調査の概要	周期	調査単位	標本数	標本調査期間	標本交替対象客体が全体に占める割合	新旧標本交替時の断層		標本交替時の平均経過期間<注>	備考
							調整	調整有の場合の手法		
国土交通省 自動車輸送統計調査 (①営業用貨物自動車)	国内で輸送活動を行う自動車の輸送量・走行量等を把握することにより、自動車輸送の実態を明らかにし、我が国の経済政策及び交通政策等を策定するための基礎資料を作成することを目的とする。	月次	事業所	約2,000両	・事業所の全自動車は1ヶ月 ・一部指定自動車は7日間	1/1	無		1ヶ月	
			自動車	約9,700両	1ヶ月のうち の7日間	1/1				
			自動車	約250両	1ヶ月のうち の3日間	1/1				
			自動車	約500両	1ヶ月のうち の3日間	1/1				
内航船舶輸送統計調査	内航に従事する船舶についての貨物輸送の実態を明らかにし、我が国の交通政策、経済政策を策定するための基礎資料を作成することを目的とする。	月次	事業者	約180	6ヶ月	1/1	無	6ヶ月 (H27.10)		

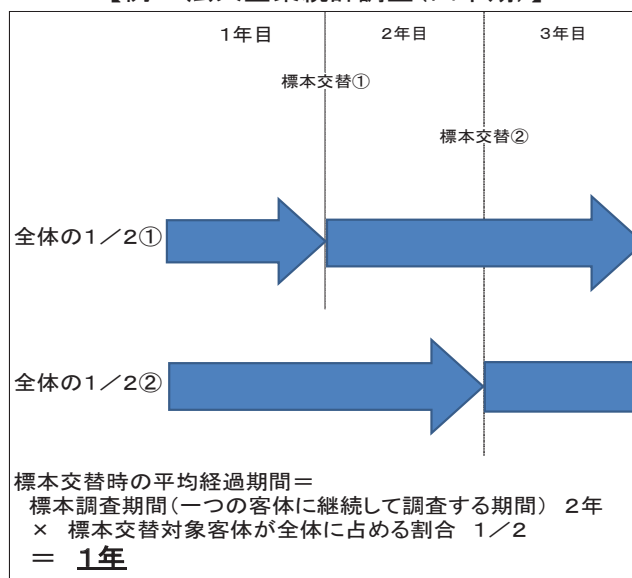
注：標本調査期間(一つの客体に継続して調査する期間)×標本交替対象客体が全体に占める割合、別添イメージ参照。括弧は直近の標本交替月、ただし、毎回交替(1ヶ月、3ヶ月)の調査は記載を省略。

標本交替時の平均経過期間(イメージ)

【例1：家計調査<二人以上の世帯>】



【例2：法人企業統計調査(四半期)】



【背景となる考え方】

「標本脱落バイアス」「調査疲れ」といった時間の経過とともに断層を拡大させる要素がある場合、その断層は、①標本調査期間(一つの客体に継続して調査する期間)が長いほど拡大し、②交替対象が全体に占める割合が小さいほど縮小する、と考えられる。これらの要素を総合的に評価するために、①×②により計算した指標。

(資料2) 関連9統計に係る整理

1. 標本交替

統計調査名	新旧標本交替時の断層			標本交替時の平均経過期間 <(参考)参照値>
	調整	調整有の場合の手法	継続標本による参照値の有無	
労働力調査	無		無	1ヶ月
家計調査 <二人以上の世帯>	無		無	1ヶ月
家計調査 <単身世帯>	無		無	1ヶ月
自動車輸送統計調査 (①営業用貨物自動車)	無		無	1ヶ月
自動車輸送統計調査 (②自家用貨物自動車)				
自動車輸送統計調査 (③営業用旅客自動車(バス))				
自動車輸送統計調査 (④営業用旅客自動車(タクシー))				
個人企業経済調査(動向編)	無		無	3ヶ月
内航船舶輸送統計調査	無		無	6ヶ月 (H27.10)
商業動態統計調査(乙:調査区調査)	無		無	2ヶ月 (H28.3)
商業動態統計調査(乙:指定事業所調査)				1年 (H27.7)
法人企業統計調査(四半期)	無		無*	1年 (H27.4~6)
建設工事統計調査(建設工事受注動態統計調査)	無		無	1年 (H28.4)
毎月勤労統計調査(第二種事業所<5~29人>)	無		無*	6ヶ月 (H28.1)
毎月勤労統計調査(第一種事業所<30人以上>)	有	・過去2~3年に遡って賃金指数及び労働時間指数を補正し断層を解消(5人以上の数値についても同様)	無*	2~3年 (H27.1)

注：9統計のうち無作為抽出による標本調査部分のみ抜粋して整理

断層調整を行うのは1統計

参照値無し
*は検討中

【含意】

1. 新旧標本交替時の断層は「調整しない」のが一般的。
2. 標本交替の平均経過期間は「世帯系は毎回」「事業所・企業系は6ヶ月~1年程度」が一般的
→ 断層が過度に広がる前に標本を交替させている、との解釈が可能か
3. (作成を検討中のものは存在するが)現時点では継続標本による参考値を公表している統計はない。

2. ベンチマーク

【ベンチマーク】

通常の標本調査では、母集団名簿を利用して標本を抽出し、その標本を対象に調査を行ったうえで、母集団全体の状態(例:売上総額)を推定する。一方、時点は限られるものの母集団に対する全数調査が実施されており、標本調査の推定の対象となっている、母集団全体の「売上総額」等が別途判明する例もある。本資料では、そうした母集団全体の売上総額等を『ベンチマーク』と呼称している。

統計調査名	ベンチマーク	
	有無	①ベンチマーク有の場合の遡及改訂の有無 ②遡及改訂有の場合の断層調整手法
労働力調査	有	①有 ②ベンチマークに用いる基準人口(国勢調査人口)の切替えに伴う結果の断層を、5年前の国勢調査時点まで遡って数値を補正。
家計調査 <二人以上の世帯>	無	
家計調査 <単身世帯>		
自動車輸送統計調査(①営業用貨物自動車)		
自動車輸送統計調査(②自家用貨物自動車)		
自動車輸送統計調査(③営業用旅客自動車(バス))	無	
自動車輸送統計調査(④営業用旅客自動車(タクシー))		
個人企業経済調査(動向編)	無	
内航船舶輸送統計調査	無	
商業動態統計調査(乙:調査区調査)	有	①有
商業動態統計調査(乙:指定事業所調査)		②ベンチマーク(商業統計調査等)の変更に伴う水準修正を、前回、母集団調査時点まで遡って実施。
法人企業統計調査(四半期)	無	
建設工事統計調査(建設工事受注動態統計調査)	無	
毎月勤労統計調査(第二種事業所<5~29人>)	一部有	*常用雇用指数は有、賃金指数及び労働時間指数は無 <以下、常用雇用指数に関する整理>
毎月勤労統計調査(第一種事業所<30人以上>)	*有	①有 ②ベンチマーク(経済センサス基礎調査)の変更に伴う断層を、前回のベンチマーク設定時点まで遡って数値を補正。

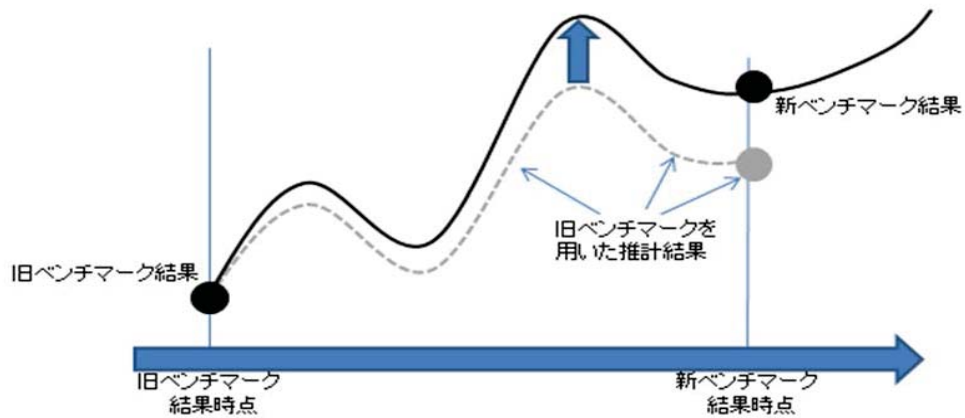
注：9統計のうち無作為抽出による標本調査部分のみ抜粋して整理

ベンチマークが存在するのは3統計
当該3統計は遡及改訂を実施
その際、断層(水準)調整を実施、滑らかに接続

【含意】

1. 全数調査結果などベンチマークが存在する場合、それを「利用する」のが一般的
2. ベンチマークの変更を行う場合は断層を「調整する」のが一般的

(資料3) 母集団情報の変更に伴う遡及改訂における断層の滑らかな接続イメージ



新ベンチマーク結果時点における「新ベンチマーク結果」と「旧ベンチマークを用いた推計結果」の乖離を対象期間中に一様に配分する形で修正する。

【資料編】

(注) 報告書は「本編」と「資料編」で構成されていますが、
当冊子は「本編」のみで、「資料編」は省略しています。

